



(利用の不許可)

第8条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の利用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害する恐れがあると認めるとき。
- (2) その団体の構成員等が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認めるとき。
- (3) 特定の宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的として利用するおそれがあると認めるとき。
- (4) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的として利用するおそれがあると認めるとき。
- (5) 建物及び付属設備を損傷するおそれ、その他管理上支障があると認めるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、その利用を不相当と認めるとき。

(利用の取消し等)

第14条 管理者は、施設利用者の申出による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、施設利用の許可条件を変更し、又は利用を停止させ、若しくは利用の許可を取り消すことができる。

- (1) この要綱又はこの要綱に基づく要領に違反したとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、管理者が必要であると認めるとき。

【施設利用申請にあたっての注意事項】

◆利用時間

利用時間は必ず守ってください。利用時間には、催事の本番だけでなく、搬入、準備、撤収、原状回復までを含みます。

◆定員の遵守

消防法の規定並びに危険防止のため、各会場の定員を超える入場は、固くお断りいたします。

◆禁止行為

- ① 第三者への利用権の譲渡、転貸、転売若しくはこれらに類すること
- ③ 火気及び火災の危険がある物品等を使用しないこと。
- ④ 利用許可を受けていない施設を利用すること。
- ⑤ 施設管理者の許可を得ずに、館内の内外で寄付金等を募集したり、物品や飲食物の販売、陳列または提供をすること。

◆利用許可書発行後のキャンセル

利用許可書発行内容の変更または取消し(キャンセル)をされる場合には、施設所定用紙に必要事項を記入の上、申請をする。

取消し(キャンセル)については、下表のとおり還付料金規定があります。

<還付料金規定>

施設名称	利用許可の取消し申請日	還付金額
貸ホール	利用日の1ヶ月前まで	利用料金の全額
	利用日の15日前まで	利用料金の50%
	利用日の前日まで	利用料金の30%
貸会議室又は 1階ギャラリー	利用日の10日前まで	利用料金の全額
	利用日の5日前まで	利用料金の50%
	利用日の前日まで	利用料金の30%

◆東海地震注意報情報

大規模地震特別措置法の規定による東海地震注意情報が発令された場合は、催事の開催中でも利用を中止していただくことがあります。